

健健安第4071号

令和2年10月8日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

**新型コロナウイルスのPCR検査等（行政検査）を実施する  
診療所等の受診体制整備事業の二次募集について（周知依頼）**

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策として、市民の皆様が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、横浜市と契約を締結している（今後締結予定も含む）診療所等に対して、院内感染防止に必要な施設整備等に係る費用を横浜市が負担する事業を**二次募集**します。

つきましては、別紙の事業説明資料により、事業内容を周知します。

**添付資料**

- 1 診療所等受診体制整備事業について
- 2 申込前チェックリスト
- 3 診療所等受診体制整備事業の助成対象について

担当：横浜市健康福祉局健康安全課  
桑原、山脇（電話 671-2445）

## 診療所等受診体制整備事業について（二次募集）

新型コロナウイルスの行政検査（PCR検査等）実施医療機関の拡大や適切な診療体制の確保等を目的として、検査を実施する診療所等に対して、適切な診療体制を整備するための施設整備費や備品購入費等を横浜市が負担します。費用負担にあたり、医療機関と横浜市との間で施設整備等に関する協定書を締結します。

### 1 対象となる医療機関

行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関のうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として横浜市が認めた医療機関」として、横浜市との間で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書」を締結した医療機関、又は横浜市医師会の集合契約に申し込んでいる医療機関（※）

※締結手続き中、又は契約申込みを検討中の医療機関を含む

※医療局が実施する「新型コロナウイルス感染症患者等の受入体制の緊急確保に伴う施設整備に関する協定書」による負担金を受ける医療機関を除く

※当事業の一次募集（申込期限：令和 2 年 8 月 14 日）で、費用の助成を受ける医療機関を除く

### 2 締結する協定

新型コロナウイルスに係る行政検査を実施する医療機関の診療体制確保に伴う施設整備等に関する協定書

### 3 負担金の対象

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の診察を行う室又はエリアを確保するための施設整備費

例：間仕切りや扉等の設置、パーテーション等の設置

(2) 新型コロナウイルス感染症患者等の診察を行うための備品購入費

例：簡易陰圧ブース、テーブル・椅子 等

※ マスクやガウンなどの个人防护具類や手指消毒剤等の消耗品は対象外です。

### 4 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までに終了する整備や備品購入（協定締結前も対象）

### 5 負担金額

1 医療機関あたり 100 万円を上限で、対象経費の 10/10

### 6 事務要領

整備、購入の実績に応じて負担金を支払います。

裏面あり

## (1) 事務フロー



① 負担金を希望する場合はメールで市に申し込みます。

**※申込期限：令和2年10月30日（金）まで 【下記申込方法参照】**

※必要に応じて市へ事前相談をしてください。

② 医療機関と市の間で協定を締結します。

③ 医療機関で施設整備、備品購入を行います。

④ 終了後、実績報告書及び添付書類を市に提出します。（下記(2)）

⑤ 市が提出書類の確認を行い、請求書の提出を受け、相当額の負担金を支出します。

### 【申込方法】

E-mail で必要事項を記載の上、**令和2年10月30日（金）までに**下記担当アドレスあてに送付してください。

《メール記載内容》

（件名）【〇〇クリニック：新型コロナウイルス診療所等受診体制整備事業】

（本文）①法人名（個人事業主の場合は氏名） ②法人の所在地 ③代表者職名・氏名

④医療機関名 ⑤担当者名・部署 ⑥E-mail アドレス ⑦電話番号

《送り先》

担 当：横浜市健康福祉局健康安全課 桑原、山脇

E-mail：[kf-pcr@city.yokohama.jp](mailto:kf-pcr@city.yokohama.jp)

## (2) 提出書類

① 実績報告書

② 金額と内訳及び支払済であることを証する書類（納品書と領収書の写し等）

③ 整備箇所、整備内容がわかる図面や写真、購入した備品を設置したことがわかる写真など

## 7 注意事項

(1) 同一の整備や備品について、県、国、横浜市等他の補助金、助成金や交付金等の交付を受ける場合は、当該負担金の対象外とします。

(2) 整備にあたっては、関係法令の適合を確認することとし必要に応じて関係部署に相談してください。

(3) 整備した施設及び購入した備品については、令和2年度末まで維持管理して下さい。なお、処分等に係る費用は病院の負担となります。

(4) 原則として、新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施に必要な整備又は備品は対象となりますが、対象となるか疑義がある場合は、担当へご相談ください。

(5) 帰国者・接触者相談センターや区役所等に相談があった場合には、PCR検査等実施可能な医療機関としてクリニック名を案内させていただきます（公表等はいりません。）。

担当：横浜市健康福祉局健康安全課 桑原、山脇

電話：671-2445

## 診療所等受診体制整備事業の申込前チェックリスト

本事業にお申込みになる前に、特に確認をお願いしたい点をピックアップしました。  
チェックを行ってから、お申込みくださいますようお願いいたします。

	項 目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	<p>行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関として、横浜市との間で契約を締結しているか（契約手続き中を含む）又は、または横浜市医師会の集合契約に申込んでいるか。</p> <p>※上記契約を締結することが本負担金の条件となります。本負担金を受ける場合で契約がお済みでない医療機関は、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（令和2年7月15日健健安第2609号）」をご確認ください。</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>マスク、ガウン、フェイスシールド、医療用グローブ等の个人防护具や手指消毒液等の消耗品は対象外です。</p> <p>また、不動産賃料や備品のレンタル料金なども対象外です。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>令和2年4月1日から令和2年12月31日までに終了する施設整備や備品購入が対象です。期間後に完了する整備や期間後に納品される備品購入は負担金の対象外となります。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>負担金は1医療機関あたり100万円が上限です。</p> <p>実際にかかった費用が100万円未満の場合は、実際にかかった費用を負担します。</p> <p>また、負担金の請求は1回限りです。</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>施設整備や備品購入したことを実績報告していただく際に、金額や内訳、支払済であることを確認するために、「納品書」及び「領収書」が必要です。提出できない場合は負担金の対象にできません。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>同一の整備や備品について、他の補助金、助成金又は交付金等の交付を受ける場合は、本負担金を申請することはできません。</p>	<input type="checkbox"/>
7	<p>施設整備（改修）にあたっては、関係法令の適合を確認し、必要に応じて健康福祉局医療安全課等の関係部署に相談してください。</p>	<input type="checkbox"/>
8	<p>本負担金を受ける医療機関は、横浜市が運営する帰国者・接触者相談センターや区役所等に受診先の相談があった場合に、PCR検査等実施可能な医療機関として医療機関名を案内させていただきます（公表等はいりません）。</p>	<input type="checkbox"/>

＊ ＊ 診療所等受診体制整備事業の助成対象について ＊ ＊

この制度は、新型コロナウイルス感染症患者等の診察を行う室又はエリアを確保するための施設整備費及び診察を行うための備品購入費を助成する制度です。この一覧では、一次募集の際に複数のお問合せがあったものを掲載しています。

ご不明な点がありましたら、健康安全課診療所等受診体制整備事業担当にお問合せください。

	対象	対象外
改修・工事	<p>院内で、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者と他の患者の動線を分けるための区分け</p> <p>例 壁の新設</p> <p>接触の機会を低減するための、改修工事</p> <p>例 手動扉からセンサー型自動扉への変更</p> <p>※ 破損や老朽化に伴う改修工事は対象外となります。</p> <p>区分けによる換気扇や配線の新たな設置</p>	<p>破損や老朽化により必要となる改修工事</p>
物品	<p>簡易陰圧ブース</p> <p>換気装置</p> <p>空気清浄機 ※HEPAフィルターに限らない</p> <p>エアコン</p> <p>新たな診察室を設けたことにより必要となる、机、椅子、パソコン等の備品</p> <p>スリッパ除菌器</p> <p>※ いずれも、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が滞在する場所に設置するものに限ります。</p> <p>※ いずれも、老朽化による買い替えは対象外となります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症疑いの患者とのゾーニングに必要なパーティション</p> <p>動線を分けるために必要となる資材</p> <p>※ ホームセンターで購入したもの等、安価な部品等も対象となります。</p> <p>サーモグラフィカメラタイプの非接触型体温計</p> <p>ウェブ問診システム</p> <p>待合室等で使用する自動呼出しシステム</p> <p>低濃度オゾン発生器</p>	<p>消耗品</p> <p>例 非接触型赤外線体温計、消毒液、マスク等个人防护服</p> <p>次亜塩素酸水の噴霧器</p> <p>レンタル、リースによる物品の設置</p> <p>老朽化を理由に買い替えを行う物品</p>